

新型コロナウイルス感染症拡大への対応に伴う通所サービス事業所 (生活介護)における臨時的な在宅でのサービス提供について

令和2年4月27日(事務連絡)

芦屋市福祉部障がい福祉課

今般、厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第4報)」が令和2年4月9日に発出されていますが、そこにおいて、通所サービス事業所(生活介護)について臨時的に在宅でのサービス提供を行った場合の取扱いが示されておりますので、芦屋市においても以下の取扱いとします。実施にあたっては、事前に芦屋市障がい福祉課障がい福祉サービス係(Tel:0797-38-2043)までご相談ください。

1 届出について

「新型コロナウイルスへの対応に伴う通所事業所(生活介護)における臨時的な在宅でのサービス提供の届出」(別紙)により、臨時的な在宅でのサービスの実施開始日及び対象とする利用者を芦屋市障がい福祉課障がい福祉サービス係(〒659-8501 芦屋市精道町7番6号)宛てに届出が必要となります。その際、在宅支援が可能である体制が整備されていることを確認致しますので、届出書に必要事項を記載のうえ、提出してください。

届出方法

①所定の届出様式に必要事項を入力し、メールにて提出してください。

②メール送信の旨、電話連絡をしてください。

※メールでの提出が困難な場合は所定様式を郵送または来庁にて提出いただいても構いません。

※届出の内容に疑義がある場合は、当課より確認させていただく場合があります。

※事業所の運営規定の変更は不要です。

《提出先》

芦屋市障がい福祉課障がい福祉サービス係(担当:野田・北村・古家・長谷)

TEL 0797-38-2043 FAX 0797-38-2160

MAIL syogaifukushi@city.ashiya.lg.jp

2 適用日について

原則、届出の受理日を適用日とします。

※郵送の事情等により発送日に適用されたい場合は事前に電話連絡をお願いします。

3 サービス提供について

サービス提供については、令和2年4月9日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第4報)」に定められているとおり、通所サービス事業所の職員が訪問や電話等によりできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合に報酬の対象といたします。なお、具体的なサービス提供内容については次のとおりとします。

①電話、訪問等による本人の健康状態の確認，相談支援

②自宅等で行うことのできるプログラム等の作成，提供等

※上記取扱いをした場合，従来のサービス提供記録と同様に記録を作成し，**臨時的な取扱いを行ったことを明記**してください。

4 障がい福祉サービス費の請求について

請求方法については従来どおり兵庫県国民健康保険団体連合会への請求となります。

また，在宅支援を行った場合は，以下のとおり実績記録票の写しを提出してください。

なお，グループホーム入所者については，グループホームの日中支援加算と就労系サービスの在宅支援による報酬が重複するため，事業所間での按分等による分配が必要となりますので事業所間で調整をお願いします。

※別添通知「グループホーム入居者が通所する障がい福祉サービス事業所が休業要請を受けた場合及び障がい福祉サービス事業所が在宅でのサービスを提供した場合の取扱いについて」参照

《提出書類》

備考欄に在宅支援を行った旨を記載した実績記録票の写し

《提出期限》

在宅支援を行った月の翌月 **10**日まで

※利用者確認欄の記入及び押印が提出期限に間に合わない場合は，**必ずご連絡ください**。記入・押印後の提出で差し支えありません。

《提出先》

芦屋市障がい福祉課障がい福祉サービス係（〒659-8501 芦屋市精道町7番6号）

5 その他

(1) 本取扱いについては，本事務連絡発出日以降の暫定的な対応とします。

(2) 本取扱いの対象者は，芦屋市役所で支給決定を受けている利用者に限ります。他市町村の支給決定者については，援護の実施者へご確認ください。

(3) 今回お示ししている内容については，従来の在宅利用の要件及び手続き等を変更するものではなく，あくまで新型コロナウイルスへの対応のための臨時的な取扱いですのでご注意ください。